

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第30号	
事故等名	水上オートバイ姫アンド蘭乗揚	
発生年月日時刻	平成20年7月20日 13時05分ころ	
発生場所	六連島灯台から真方位207° 1,310m (北緯33° 57.9′ 東経130° 51.8′ )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月31日 門司・地方事故調査官が船長に口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 水上オートバイ姫アンド蘭 0.1トン	
船舶番号(IMO番号)	291-41475	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B	
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	A 船長 特殊小型船舶操縦士 B C	
負傷者	A船 負傷1人	
損傷	A船 船首部圧壊	
事故等の経過	六連島の砂浜を発し、同島と馬島間の海域で遊走中、干出岩に乗り揚げた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	前方に白波が立っていることに気付かずに進行していたこと 前方の干出岩の存在を事前に知らなかったこと
原因	本件乗揚は、適切な見張りを行わなかったことが関与した可能性があると考えられる。	